

【訪問看護重要事項説明書】（医療保険）

<令和7年4月現在>

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社日立製作所
代表者名	徳永 俊昭
所在地	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
連絡先	03-3258-1111

2. 訪問看護の概要

事業所名	訪問看護ステーションかけはし
事業所番号	0862190030
管理者名	鈴木 佳子
所在地	茨城県ひたちなか市石川町20番1
連絡先	029-354-6759（兼FAX）

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

- 1) 訪問看護ステーションの職員は、利用者様の心身の特性を踏まえて、居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができますようにご支援いたします。
事業の実施にあたりましては、主治医、関係市町村、地域の保健・医療・福祉関係と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものといたします。

2) 運営方針

- (1) 要介護・要支援状態、医療依存の高い状態、ターミナルの状態に対し、医療の専門職として、病状の確認、医療機器の管理、医療処置の実施等、主治医と連携を図りながら対応をします。
(2) 身体の状態を見るだけではなく、今後の治療の選択や方向性によって起こりうるであろう病気に対する予測を説明し、それに対して助言を行います。
(3) 利用者様やご家族が抱える様々な悩みや心配事を、一緒に考えて、一緒に歩いていく伴走者の役割をしていきます。

4. 本事業所の職員体制

従業者の職種	サービスの内容	人数	常勤換算後の人数
管理者	管理業務等	1	0.5
看護師	訪問看護サービスの提供	6	5.5
理学療法士	リハビリテーションの提供	3	1.0
作業療法士	リハビリテーションの提供	3	1.0

5. 営業時間

月曜日～金曜日（ひたちなか総合病院が定める休日除く）

午前8時15分から午後4時30分

6. 営業地域

ひたちなか市、ひたちなか市近隣の市町村

※上記以外の地域への訪問看護はご相談ください。

7. サービス内容

- 1) 自宅で療養される方が安心して生活が送れますように、主治医の指示を受けてステーションの職員が定期的に訪問いたします。
- 2) 医師の指示に従い、必要な医療機器の管理・処置、清潔の援助、在宅療養の援助・指導等を行います。
- 3) 訪問看護ステーションのリハビリテーションは訪問看護業務の一環として、理学療法士、作業療法士が医師の指示に基づきリハビリテーションを行います。

8. 訪問看護利用料

- 1) 利用料について料金表で説明し、同意を受けた上で支払いを受けるものとします。

- 2) 利用料の支払い方法

利用料は一ヶ月単位とし、毎月10日前後に前月分の請求書を渡します。

お支払い方法は、①訪問時に集金する方法（領収書は次回訪問時に渡します）、②ひたちなか総合病院の会計窓口でお支払いする方法、③振り込みでお支払いする方法、いずれかから選択ができます。なお、訪問看護の利用料金が未収の場合であって、ひたちなか総合病院を受診する場合は、自動受付機で受付をすることが出来なくなりますので、ご了承ください。

- 3) 利用料の支払いが2ヶ月滞った場合は、契約解除を提示させていただきます。

- 4) 交通費は、市内550円、市外1,100円をいただきます。

- 5) 訪問看護の利用のキャンセルについて

訪問看護の利用のキャンセルについては、前日または当日朝8時30分までにご連絡をお願いいたします。キャンセルの連絡がなく訪問時に不在の場合はキャンセル料が発生します。ただし、利用者様の病状の急変や緊急を要する状態で病院へ向かっているなど、やむを得ない場合はキャンセル料の発生はありません。

キャンセル料金：3,000円

9. 緊急時の対応方法

訪問看護の提供にあたり、事故や病気の急変等が生じた場合は、速やかに利用者様の主治医、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。下記へ緊急の連絡先をお願いいたします。

医療機関	医療機関
	所在地
	電話番号
	主治医
緊急連絡先①	氏名 続柄（ ）
	住所
	電話番号
緊急連絡先②	氏名 続柄（ ）
	住所
	電話番号
介護保険事業所	事業所名
	ケアマネジャー名
	電話番号

1 0. 事故発生時の対応

- 1) 利用者様に対して、訪問看護サービスの提供により何らかの事象が発生した場合は、速やかに主治医、利用者様のご家族、関係市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 何らかの事象により処置を必要とする場合は、利用者様またはご家族と相談し、適切な病院受診ができるように努めます。
- 3) 何らかの事象が発生した場合は、経過を振り返り、原因を究明し対策を講じるとともに、再発防止に努めてまいります。

1 1. 虐待防止について

- 1) 利用者様の人権の擁護・虐待の防止のため必要な措置を講じます。
 - (1) 委員会の設置と参画、結果について職員への周知徹底。
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備。
 - (3) 職員に対する研修実施。
 - (4) 虐待防止等の措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2) サービス提供中に職員等が、利用者様に何らかの虐待を受けたと思われる事象があった場合は、管理者に報告し、事実関係を明確にした上で、市町村に相談します。

1 2. 身体的拘束等の原則禁止について

- 1) サービス提供にあたっては、利用者様の生命又は身体を保護するため、緊急、やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。
- 2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者様またはご家族に対し、身体拘束の内容、理由等について説明し、同意をいただくものとします。

1 3. さまざまなハラスメントについて

- 1) 職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
 - (1) 職員から相談・苦情の申し出があった場合は、速やかにその実態について調査します。
 - (2) 相談・苦情の申し出や調査の協力に対し、それを理由に不利益が発生することはありません。
 - (3) 問題の処理にあたっては、関係者のプライバシーの保護、秘密の保持を基本にします。
 - (4) 実態調査にあたっては、被害者の救済を最優先に考えます。
- 2) 利用者様またはご家族が、職員に対して暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、さまざまなハラスメント等の行為により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する場合がありますのでご了承ください。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- 1) 新興感染症や災害等の対応について、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 2) 必要な訪問看護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害・地震自然災害ならびに新興感染症等の感染症に対応するため、事業継続に向けた計画等の策定研修の実施、訓練を適宜、実施して参ります。

1 5. 衛生管理について

- 1) 健康状態の管理、清潔の保持を行うとともに、設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
また、感染症が発生した場合、まん延しないように、次にあげる措置を講じます。
- (1) 感染対策関連の委員会に参画し、その結果について、職員に周知徹底をします。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための、指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための、研修及び訓練を定期的の実施します。

1 6. 非常災害時の対応

利用者様の居住区域において大規模災害等が発生した場合は、訪問看護サービスの提供は一時停止となります。その時点からその後の予定の訪問看護は実施されませんのであらかじめご了承ください。順次、連絡が図れた時点から、今後の対応についてご相談をさせていただきます。

17. 秘密の保持

本事業に関連する職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者様およびご家族の情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。この秘密保持に対する義務は、契約が終了した後も継続します。

18. サービス内容に関する苦情等相談窓口

訪問看護ステーションかけはし 029-354-6759	管理者 鈴木 佳子 受付時間：8時15分～16時30分
ひたちなか総合病院 029-354-5111	苦情相談窓口 受付時間：8時15分～16時30分
各市役所・町村役場等 ※お電話番号はご確認ください	お住まいの市町村の介護保険課窓口 ※受付時間はご確認ください
茨城県国民健康保険団体連合会 029-301-1565	介護保険課 ※受付時間はご確認ください

19. 利用者様へのお願い

- 1) 訪問看護ステーションかけはしでは、看護学生等の実習の受け入れを行っております。学生が同行して、バイタルサイン測定や身の回りのお世話や看護に関連するケア等の見学や実習を行う場合があります。ご理解をいただきまして、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。
- 2) 学生の同行訪問を、遠慮したいというご意向の場合は遠慮なくお申し出ください。
サービスの利用にあたり、毎月、各種健康保険証、介護保険証を確認させていただきます。
初回時および必要時にはコピーをとらせていただきますのでご了承ください。また、居宅介護支援事業所が交付するサービス利用票を確認させていただく場合もありますのでご了承ください。
- 3) 訪問看護は、車でお伺いしますので、駐車場の確保をお願いいたします。マンションやアパートの場合は、必要に応じて管理人等と相談の上、事前に駐車場所をご提示をお願いいたします。